

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 内容

組織改正に伴い、「総務企画局情報管理部行政情報課」の名称を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改めるもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和5年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和5年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（平成11年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 平成11年3月31日教委規則第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(会議開催の事前公表)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ(別記様式)を区役所、区役所支所、川崎市公文書館及び情報プラザに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</p> <p>2 審議会等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、審議会等の会議開催の事前公表に関する必要な書類等を当該会議を開催する日の2週間前までに、<u>総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課</u>(以下「行政情報課」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 平成11年3月31日教委規則第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(会議開催の事前公表)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ(別記様式)を区役所、区役所支所、川崎市公文書館及び情報プラザに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</p> <p>2 審議会等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、審議会等の会議開催の事前公表に関する必要な書類等を当該会議を開催する日の2週間前までに、<u>総務企画局情報管理部行政情報課</u>(以下「行政情報課」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>